

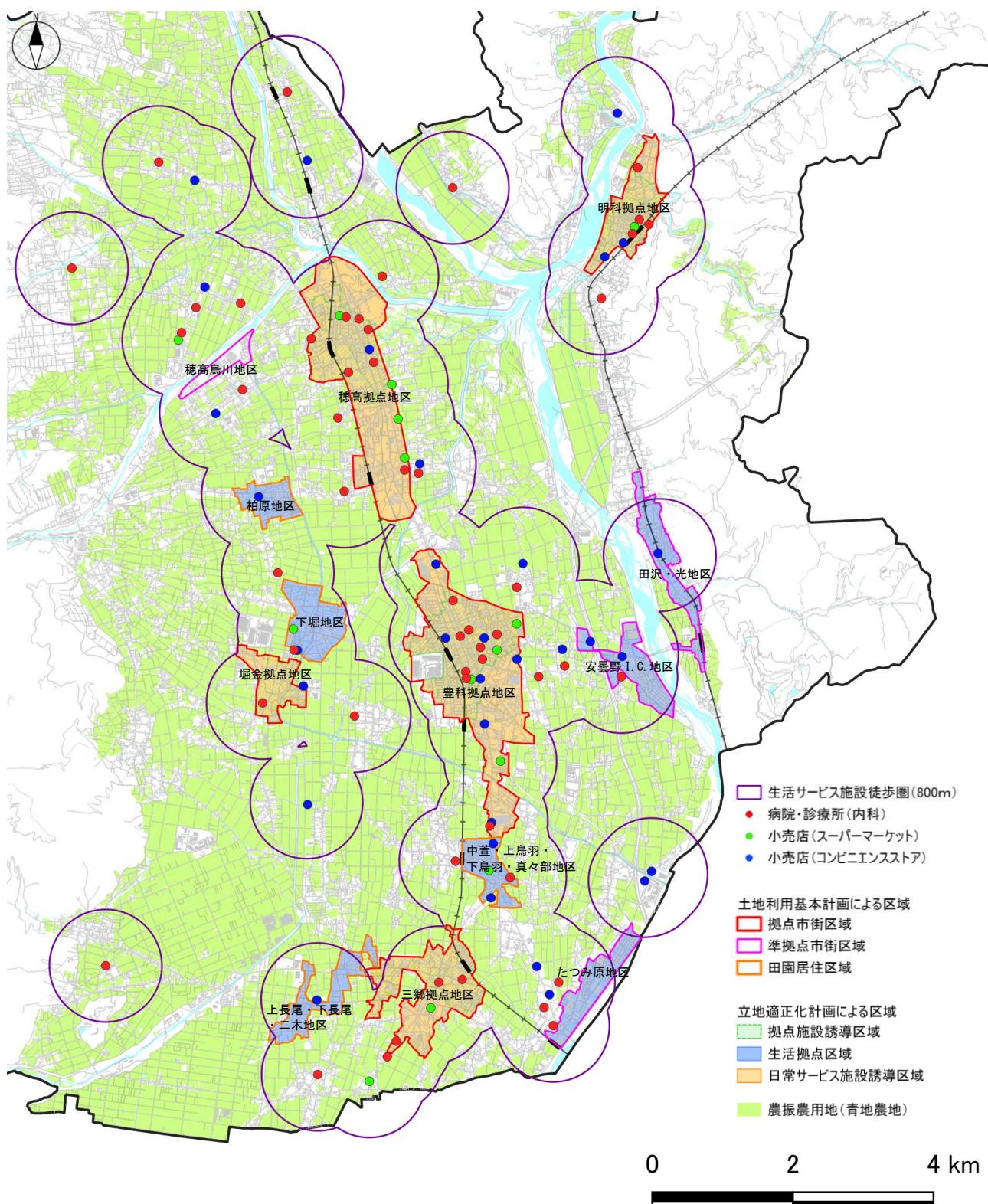
## 第5章 誘導区域及び施設の設定

### 5.1 誘導区域の設定方針

#### (1) 土地利用基本区域との整合（当初設定）

前章に示した誘導方針を踏まえて当初計画で設定した誘導区域を下図に示す。当該区域は、安曇野市土地利用基本計画との整合を図り、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域から工場等が集積する区域を一部除外した区域となっている。

図表：当初計画における誘導区域検討図



出典：府内資料

### （2）各種災害リスクへの対応方針

近年の災害の頻発・激甚化を踏まえるなかで、誘導区域内の一層の安全性の確保を図るために、令和3（2021）年6月に改正された都市再生特別措置法施行令（以下「施行令」という。）に示された内容を踏まえて、各種災害リスクへの対応と誘導区域の設定（改定）にあたっての考え方を以下に示す。

#### ① 土砂災害リスクへの対応

災害リスクの高い区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域については、施行令に改正で新たに居住誘導区域を定めない区域に追加されたことを受けて、誘導区域から除外するものとする。

土砂災害警戒区域については、開発行為や建築物等の建築行為は制限されていないため、防災情報の周知及び対策事業の実施を行うこととし、誘導区域からの除外は行わないこととする。

#### ② 洪水災害リスクへの対応

浸水想定区域については、都市計画運用指針において、各区域の災害リスク、警戒避難態勢の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、誘導区域に含まないこととすべきとされているが、以下に示すとおり、リスクの程度に応じた考え方のもとに、誘導区域からの除外は行わないものとする。

- ・想定最大規模降雨による浸水想定区域については、発生する確率が非常に低いことから、国・県と連携した流域治水におけるハード面での対策の充実によりリスクの軽減を図るとともに、災害リスクの周知と避難体制の強化等のソフト面での対策を講じることで災害発生時の安全を確保していくものとし、誘導区域からの除外は行わないこととする。また、次章に示す防災指針のなかで各誘導区域の災害リスクを分析し、必要な防災・減災対策を講ずるものとする。
- ・計画規模降雨による浸水想定区域については、概ね100年に1度発生する規模の降雨による被害が想定される区域であるため比較的リスクの高い箇所が存在している。なかでも垂直避難の可否や避難の難度（避難場所の立地状況）、避難体制の構築状況等を勘案して、ソフト・ハード両面での対策の充実させることにより、リスクの低減を図るものとし、本計画では誘導区域から除外しないものとする。

#### ③ 地震災害リスクへの対応

地震災害については、本市の市街地で、糸魚川-静岡構造線による地震最大震度6強の揺れが想定されるなかで、建築基準法の耐震規定においては震度6強～震度7程度の大規模な地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としていることから、地震災害に関する防災情報の周知を行うこととし、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：各種災害リスクへの対応方針の整理

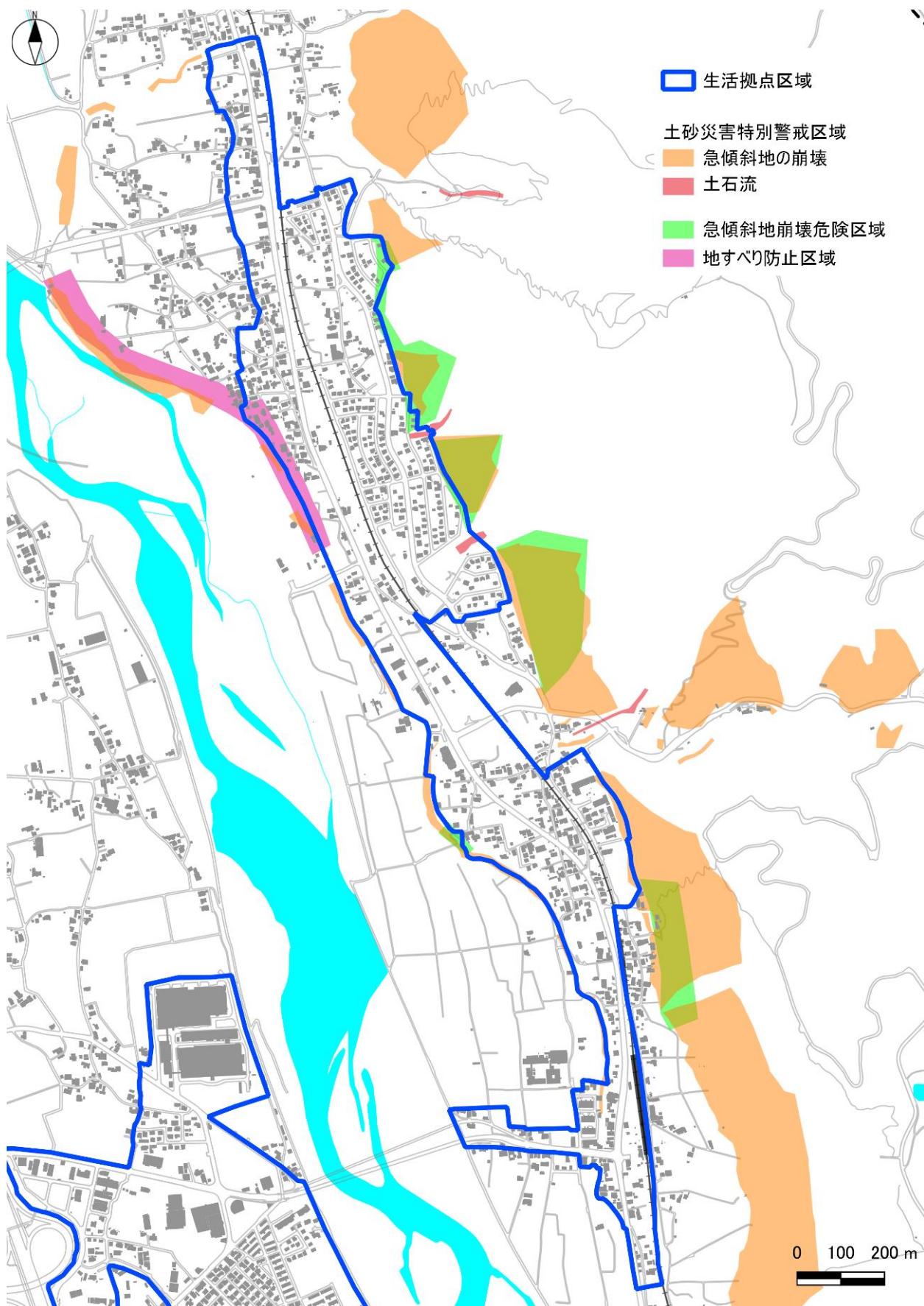
種類	リスク (指定区域)	施行令に示された内容 (対応指針)	対応方針
土砂災害	災害レッドゾーン ・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域	原則除外する。 ※急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域は災害防止のため措置が講じられている区域を除く。	誘導区域から除外する。 (リスクの回避)
	・土砂災害警戒区域	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフトの対策を講ずる。
洪水災害	・洪水浸水想定区域	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフトの対策を講ずる。 ※指定区域ごとの対策状況（垂直避難の可否、避難場所の立地状況、防災訓練の頻度等）を考慮し、誘導区域からの除外は行わない
地震災害	(全域)	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフト対策を講ずる。

### (3) 各種災害リスクへの対応

#### ① 土砂災害リスクへの対応（災害レッドゾーンの除外）

○ 田沢・光地区（改定前）

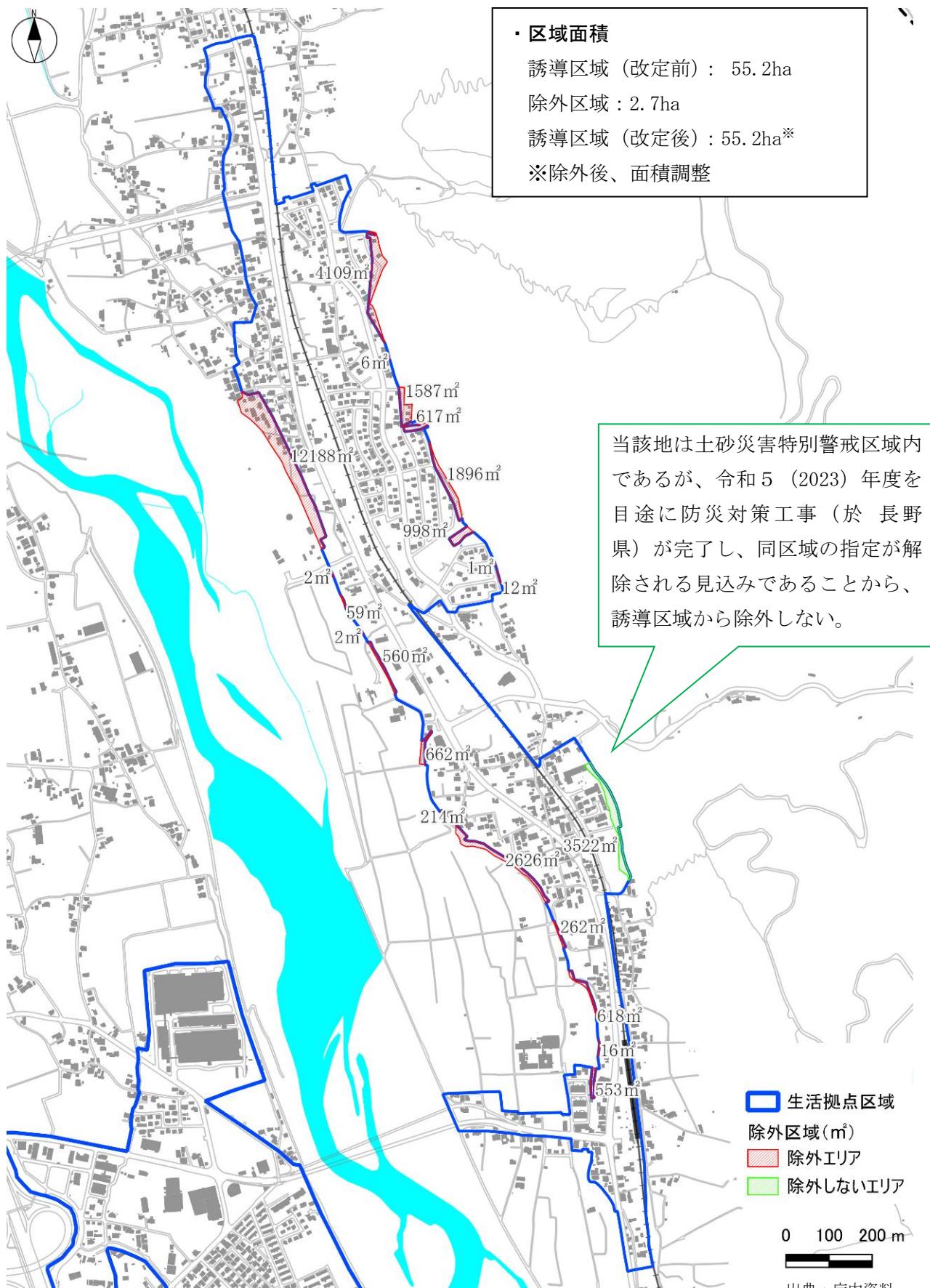
図表：田沢・光地区の土砂災害リスク（指定区域）



出典：府内資料

## ○ 田沢・光地区（改定後）

図表：田沢・光地区（誘導区域）からの除外区域



○ 明科拠点地区（改定前）

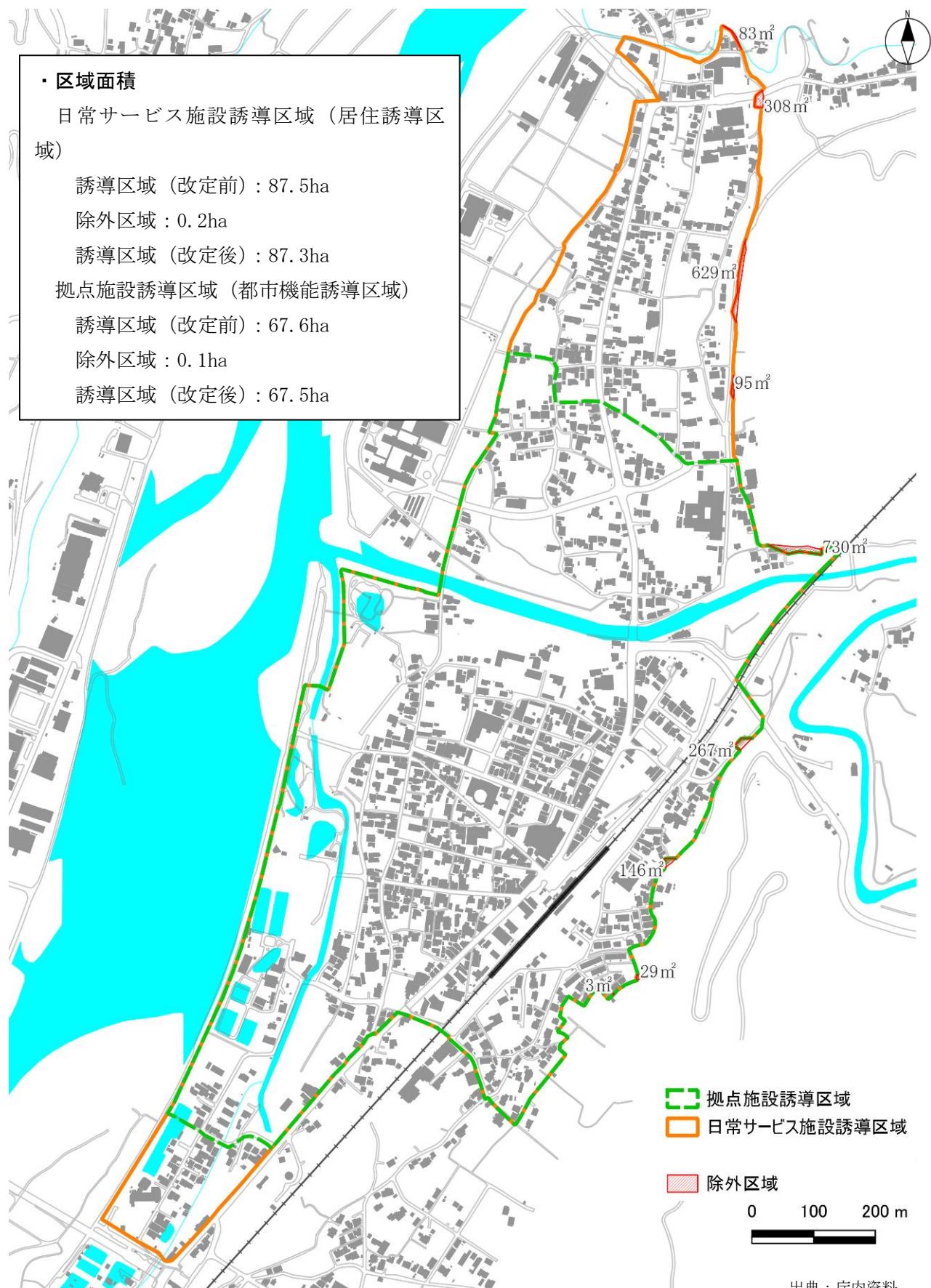
図表：明科拠点地区の土砂災害リスク（指定区域）



出典：府内資料

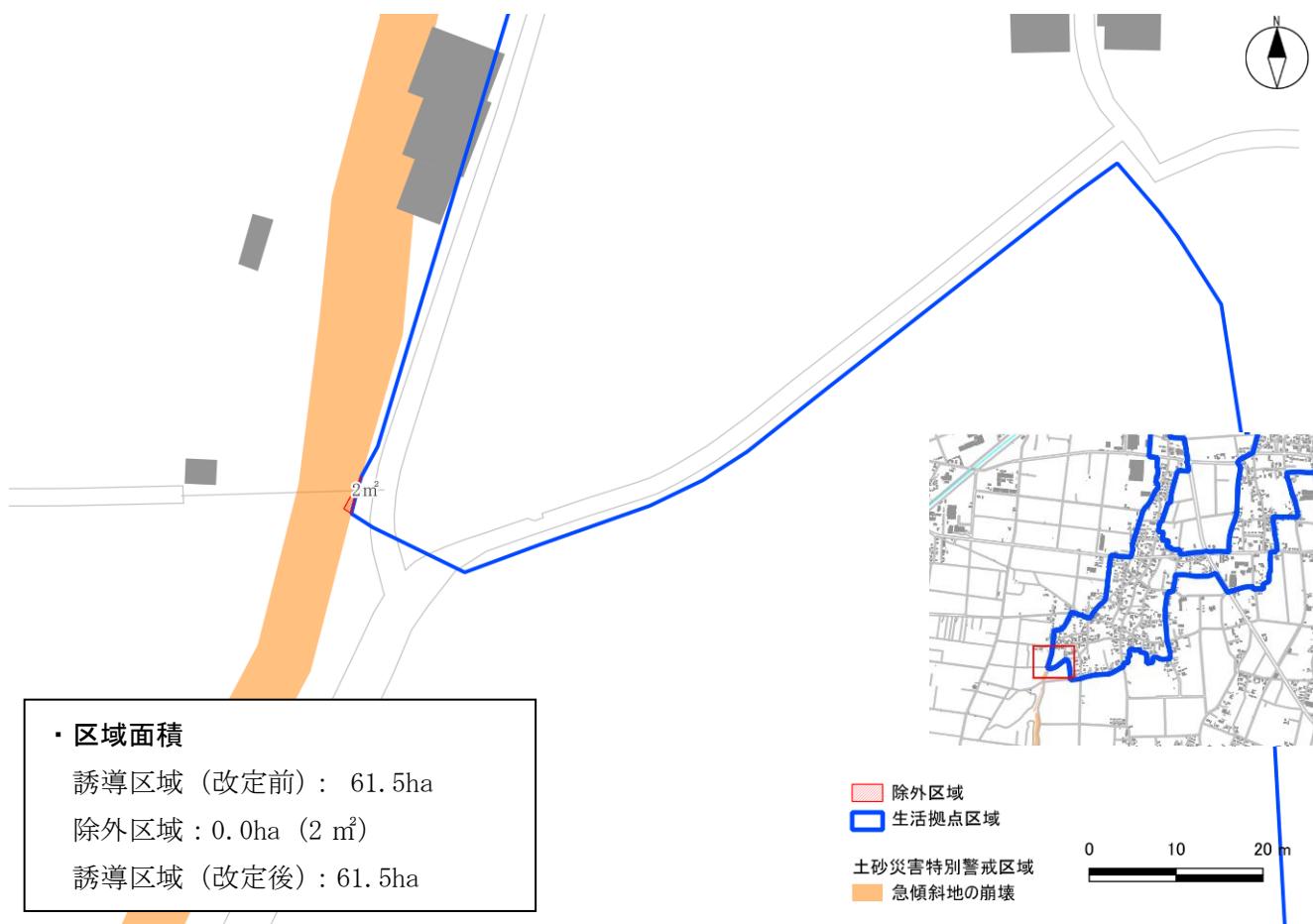
## ○ 明科拠点地区（改定後）

図表：明科拠点地区（誘導区域）からの除外区域



○ 上長尾・下長尾・二木地区

図表：上長尾・下長尾・二木地区（誘導区域）からの除外区域



出典：府内資料

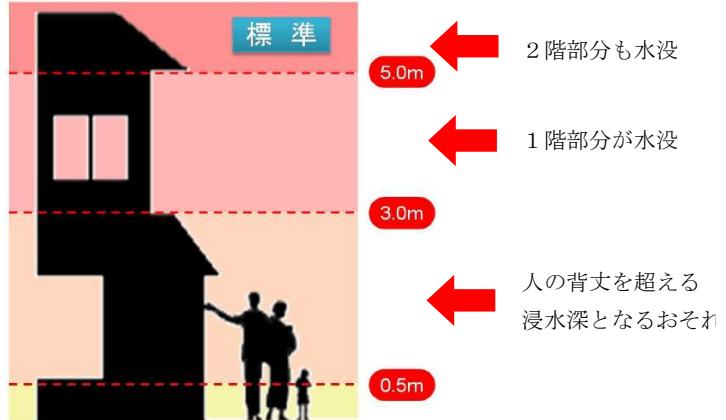
## ② 洪水災害リスクへの対応

### ○ 基本的な考え方

一般的な家屋では浸水深が 0.5mで床上浸水、3.0mで1階が水没、5.0mで2階まで水没するおそれがあり、床上浸水のおそれがある区域（とくに垂直避難が困難な高さの浸水が予想される区域）では早期の立ち退き避難が必要になる。

また、すでに氾濫が発生しているなど、外出することが危険な場合は頑丈な建物の2階以上への垂直避難を行い、屋内で安全を確保する必要がある。

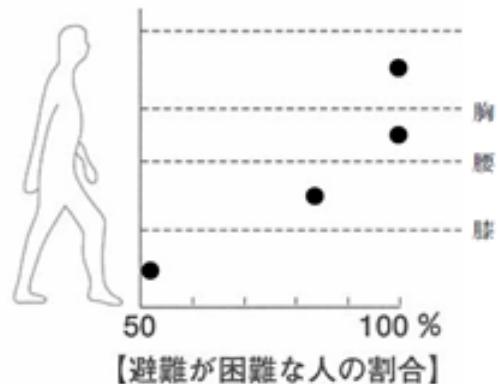
浸水危険情報		出水時の心構え
家屋倒壊等氾濫想定区域		○家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m以上 の区域		○2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3.0m の区域		○平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ●2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m未満 の区域		●避難が遅れた場合は自宅上階階で待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要



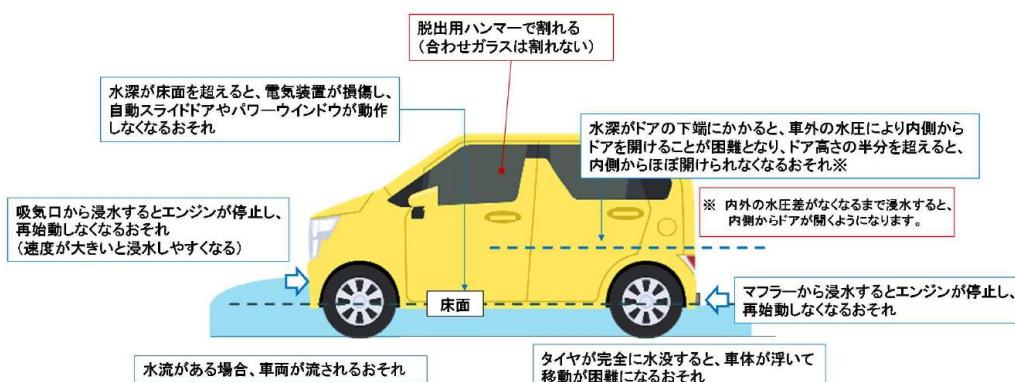
出典：国土交通省資料

平成7年（1995年）の関川水害における調査結果より、浸水深が膝（0.5m）以上になるとほとんどの人が避難困難であるとされている。また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートより、小学校5、6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になる（「水害ハザードマップ作成の手引き（改訂版）」）。

自動車（救急車含む）の通行に支障が生じる浸水深は0.3mとされ、それ以上の水深では車での移動や避難が困難になる（「水害の被害指標分析の手引き（H25試行版）」より）。



出典：国土交通省資料

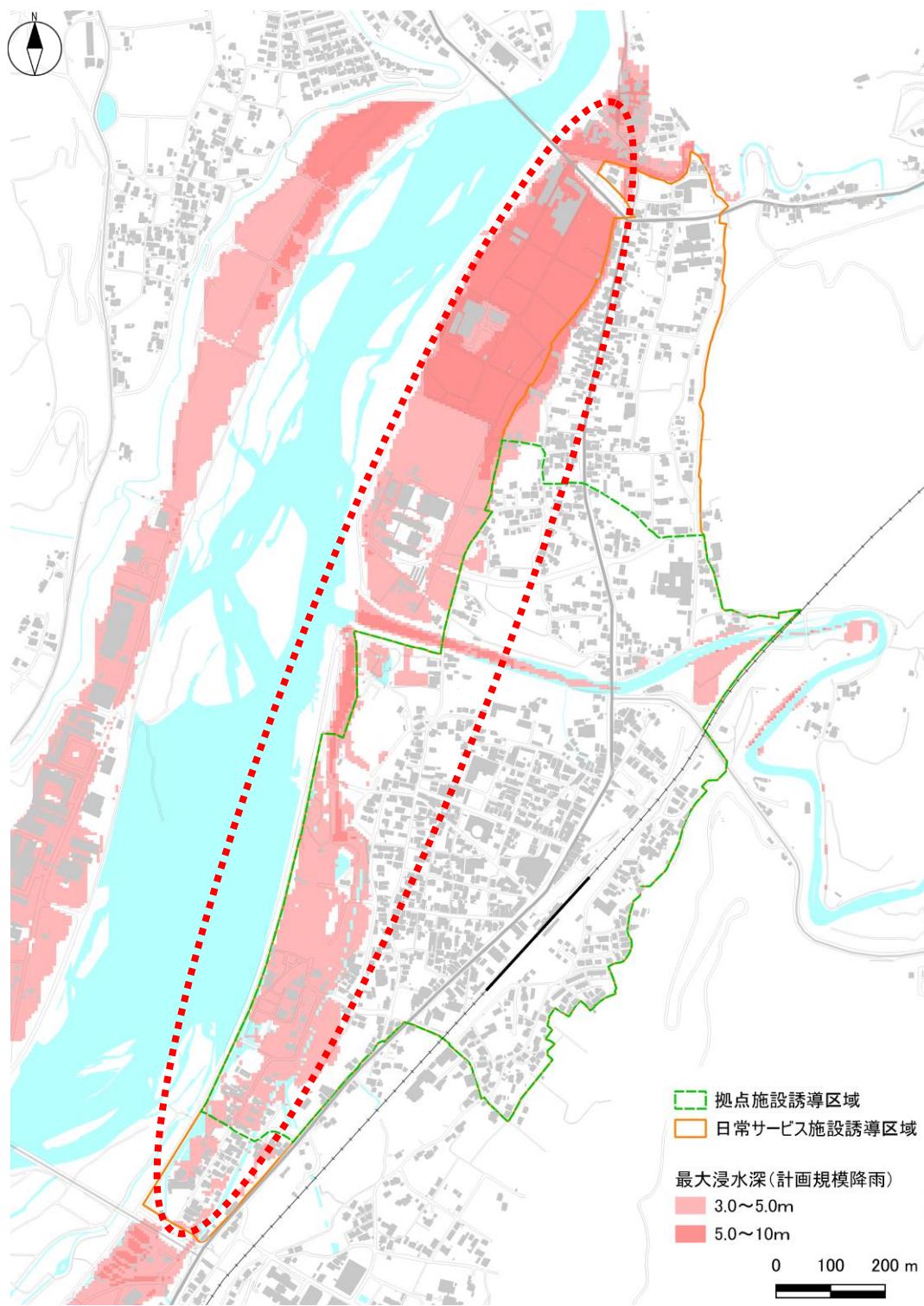


出典：国土交通省資料

### ○ 明科拠点地区 × 浸水想定区域（計画規模降雨：3.0m以上の区域）

3.0m以上の浸水が想定される区域内に家屋は立地しているが、近接する周辺家屋等への避難が可能であることから、ソフト対策（防災情報の周知、地域別防災訓練の実施）による対応を図るのが妥当と考えられることから、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：明科拠点地区の浸水想定区域

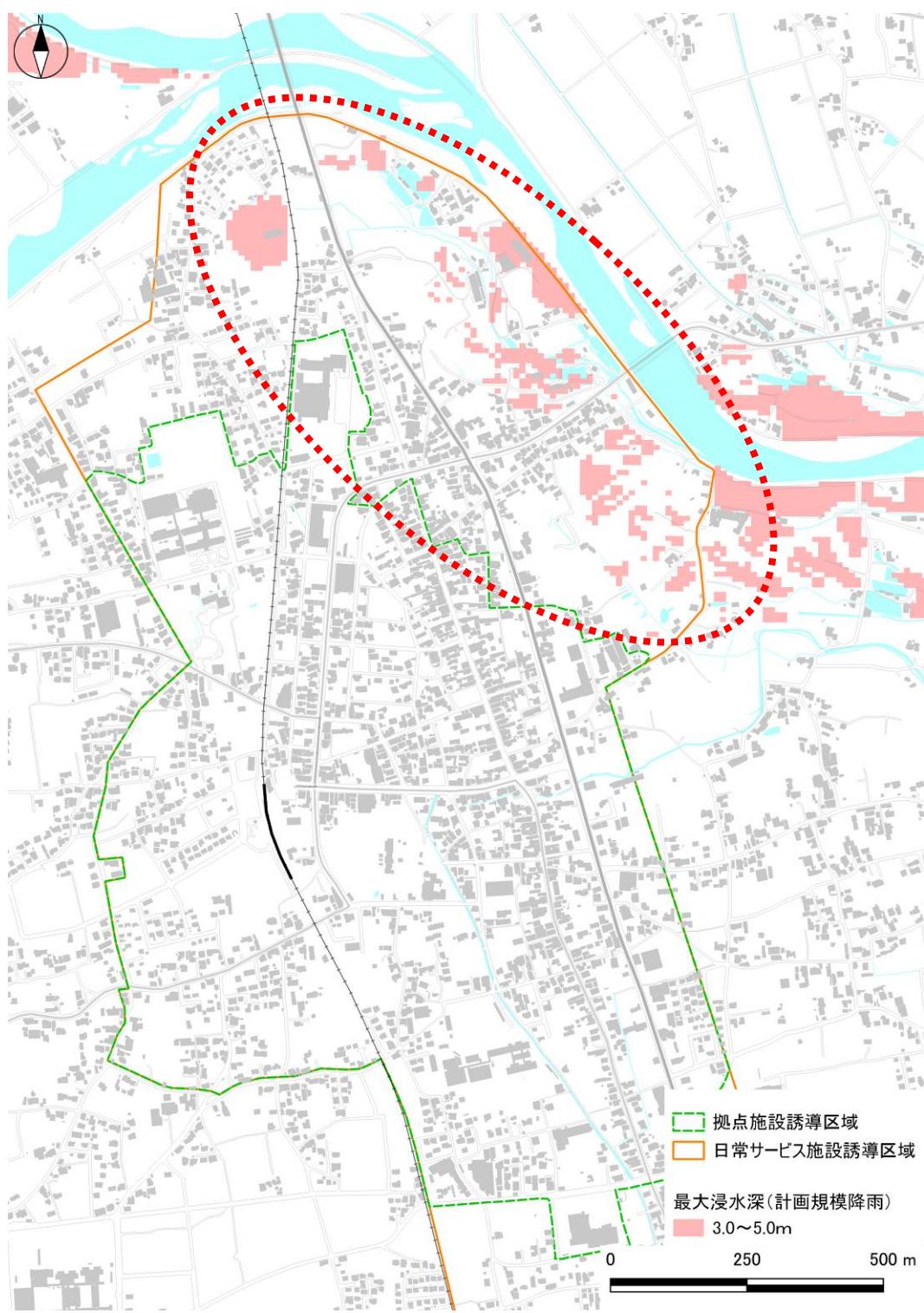


出典：序内資料

○ 穂高拠点地区×浸水想定区域（計画規模降雨：3.0m以上区域）

3.0m以上の浸水が想定される区域内に建物は立地しているものの、住宅としての利用はなく、主にワサビ田として利用されている。周辺の土地や道路とはかなりの高低差があり、当該地を宅地化する場合には、相応の造成（嵩上げ）工事が必要で、仮に宅地化されたとしても浸水リスクは低減されると考えられることから、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：穂高拠点地区的浸水想定区域



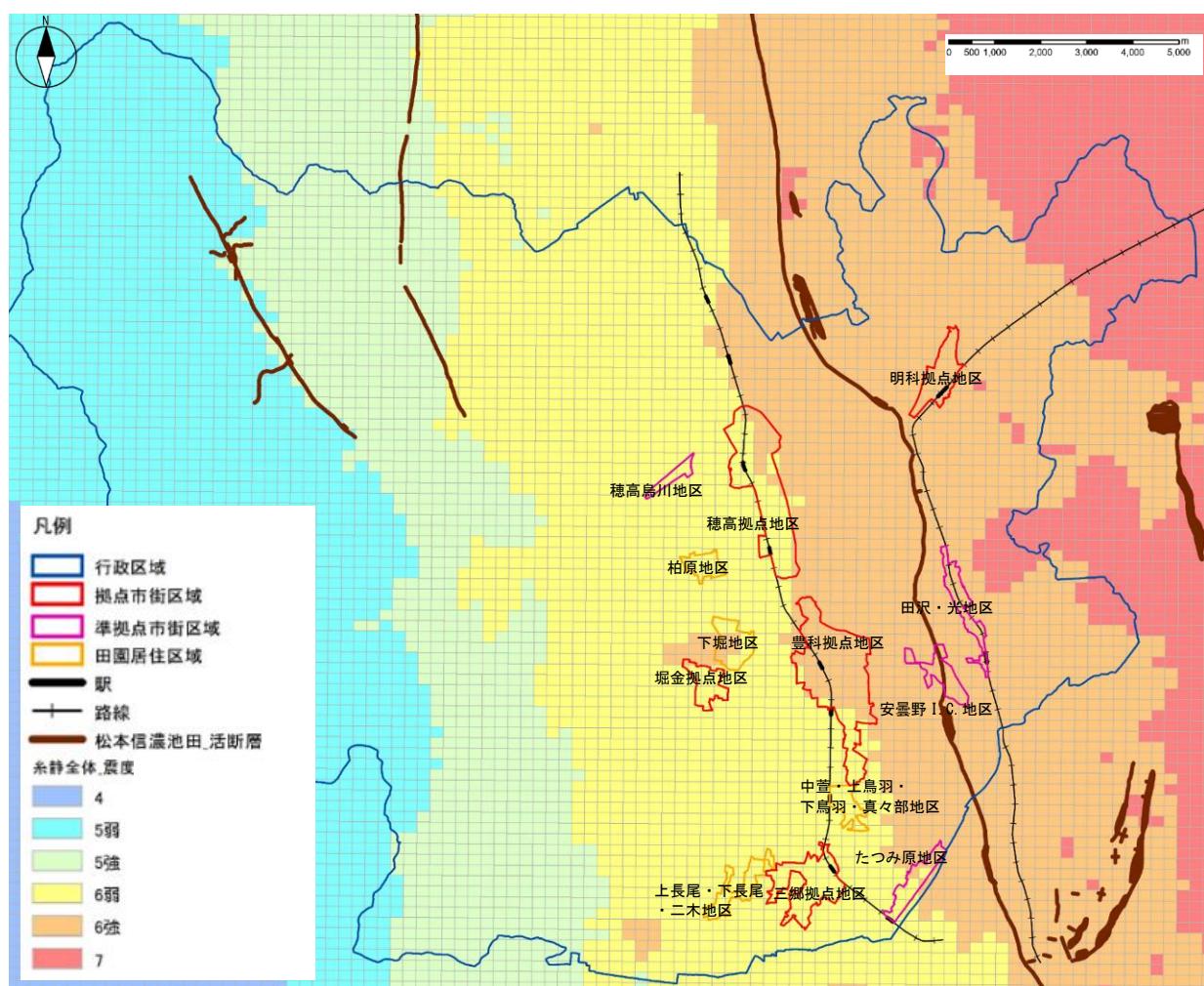
出典：府内資料

### ③ 地震災害リスクへの対応

本市の市街地においては、最大震度6強の揺れが想定されているものの、建築基準法の耐震規定においては震度6強～震度7程度の大規模な地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としていることから、地震災害に関する防災情報の周知の徹底を図ることとし、誘導区域から除外は行わないものとする。

また、活断層への対応については、活断層からどの程度の離隔をとれば安全が確保されるのかが解明されていないことから、同じく防災情報の周知の徹底を図ることとし、誘導区域から除外しないものとする。

図表：想定震度分布



出典：防災マップ

## 5.2 誘導区域の設定

### ① 拠点施設誘導区域

5つの拠点市街区域の中で、とくに地域の中心となる駅又は市役所・支所から高齢者の徒歩圏として半径 500mの区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）とし、高度な都市機能の誘導を図る。

なお、駅又は市役所・支所に近接する区域であっても工場等が集積する区域においては、引き続き産業系の土地利用を行うことで田園産業都市の実現を図ることとし拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）には含めない。

項目	内容
拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域) の設定条件	拠点市街区域の中心的な鉄道駅（穂高駅、豊科駅、一日市場駅、明科駅）から概ね半径 500mに含まれる街区及び、市役所・支所から概ね半径 500mに含まれる街区を中心、各種都市機能が集積する区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

### ② 日常サービス施設誘導区域

拠点市街区域全体について、市の拠点として生活しやすい環境を維持・拡充するため、日常サービス施設誘導区域とし、住居の誘導と併せて日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、都市機能誘導区域と同様に、工場等が集積する区域は居住誘導区域には含めない。

項目	内容
日常サービス施設誘導区域の 設定条件	拠点市街区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

### ③ 生活拠点区域

本市では、田園環境区域等の環境を保全するために準拠点市街区域、田園居住区域を既存市街地・集落として開発や居住を容認してきた。そこで、これら準拠点市街区域、田園居住区域について、引き続き居住を維持していくために、これらの区域を生活拠点区域とし、住居の誘導と併せて日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、工場等が集積する区域は生活拠点区域には含めない。

項目	内容
生活拠点区域の 設定条件	準拠点市街区域、田園居住区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

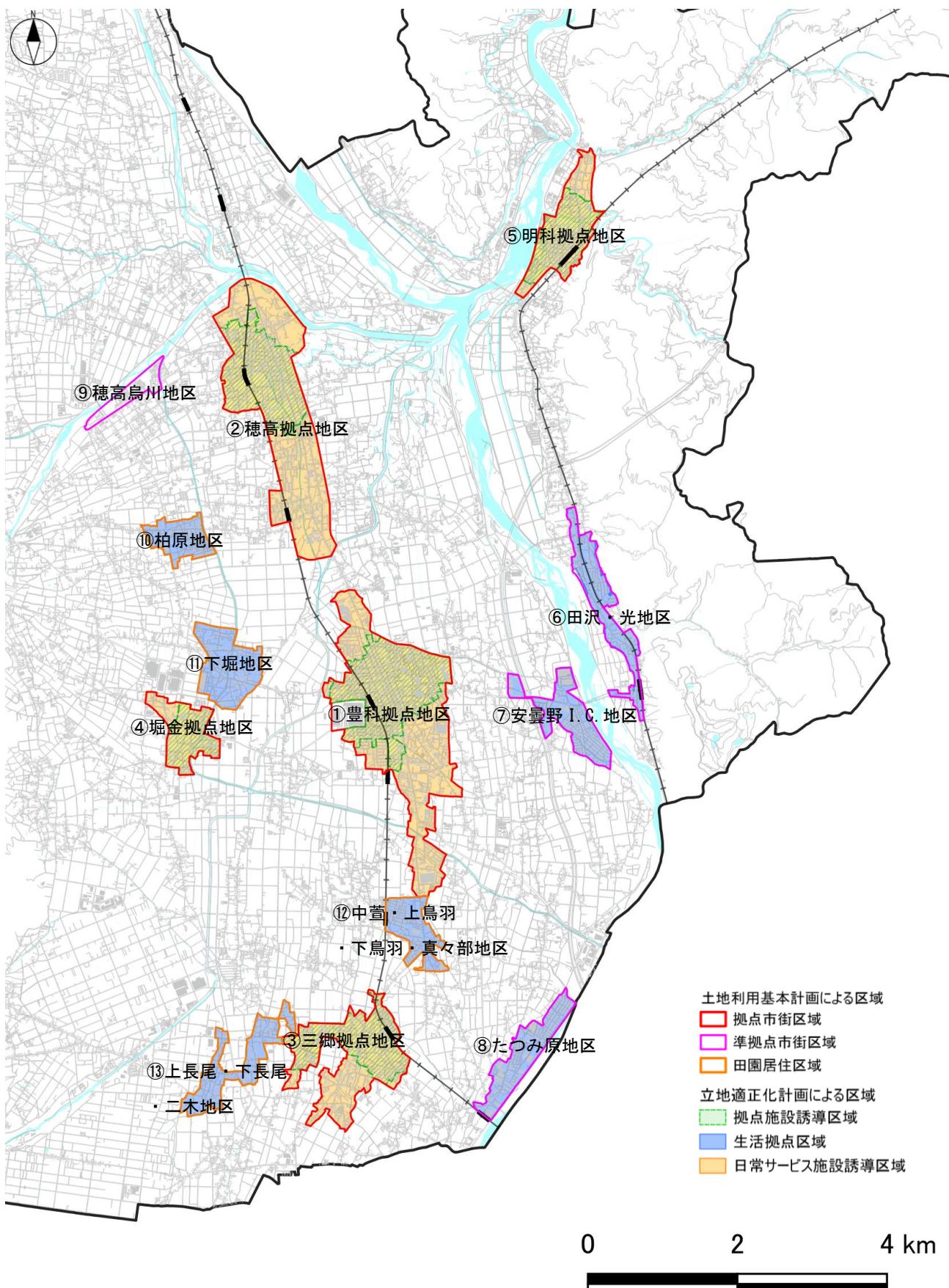
## 第5章 誘導区域及び施設の設定

以上の結果、改定後の誘導区域の範囲は次ページに示すとおりで、改定前後の面積は、下表に示すとおりとなる。

図表：誘導区域面積（単位：ha）

区分	地区名	地区面積	用途地域面積	拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域) (地区面積に占める割合)		日常サービス施設誘導区域 (都市機能誘導区域 ・居住誘導区域) (地区面積に占める割合)		生活拠点区域 (都市機能誘導区域・居住誘導区域) (地区面積に占める割合)	
				改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
拠点市街区域	①豊科拠点地区	333	333	143 (43.0%)	143 (43.0%)	316 (95.0%)	316 (95.0%)	-	-
	②穂高拠点地区	293	293	116 (39.5%)	116 (39.5%)	293 (100.0%)	293 (100.0%)	-	-
	③三郷拠点地区	141	-	89 (63.3%)	89 (63.3%)	141 (100.0%)	141 (100.0%)	-	-
	④堀金拠点地区	55	-	43 (79.4%)	43 (79.4%)	55 (100.0%)	55 (100.0%)	-	-
	⑤明科拠点地区	88	-	68 (76.8%)	68 (76.8%)	88 (100.0%)	88 (100.0%)	-	-
準拠点市街区域	⑥田沢・光地区	55	55	-	-	-	-	55 (100.0%)	55 (100.0%)
	⑦安曇野I.C.地区	59	59	-	-	-	-	59 (100.0%)	59 (100.0%)
	⑧たつみ原地区	53	53	-	-	-	-	53 (100.0%)	53 (100.0%)
	⑨穂高烏川地区	17	17	-	-	-	-	-	-
田園居住区域	⑩柏原地区	38	-	-	-	-	-	38 (100.0%)	38 (100.0%)
	⑪下堀地区	70	-	-	-	-	-	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	⑫中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45	-	-	-	-	-	45 (100.0%)	45 (100.0%)
	⑬上長尾・下長尾・二木地区	62	-	-	-	-	-	62 (100.0%)	62 (100.0%)
合計		1,308	809	459 (35.1%)		892 (68.2%)		382 (29.2%)	
都市計画区域 (19,841ha) に 占める割合		6.6%	4.1%	2.3%		4.5%		1.9%	

図表. 誘導区域（改定後）



## 5.3 誘導施設

### (1) 誘導施設設定の考え方

各区域に誘導する施設は、都市の居住者の生活に必要な施設から設定するものとし、来訪者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス（例えば、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所）等の施設は、誘導する施設として想定しない。

#### ① 各区域の誘導施設

居住者の生活に必要な施設として、以下のとおり各区域に誘導する施設を設定する。

区分	基本的な考え方	誘導施設	
		拠点施設誘導区域 ※都市機能誘導区域	日常サービス施設 誘導区域・生活拠点区域 ※都市機能誘導区域
行政機能	・拠点施設誘導区域において、生活を営む上で必要となる行政機能又は行政窓口機能を設置する。	○市役所本庁舎 ○市役所支所	—
介護福祉機能	・拠点施設誘導区域において、高齢者支援の拠点となる機能を設置する。 ・介護福祉施設は送迎サービスが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定は行わない。	○地域包括支援センター	—
子育て機能	・保育園等は、送迎サービス又は保護者が自家用車での通勤途中に送迎することが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定は行わない。	—	—
商業機能	・拠点施設誘導区域において、買回り品等を揃えた生活の拠点となる店舗等を誘導する。 ・日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な店舗等を誘導する。	○食料品を扱う大規模小売店 <sup>※1</sup>	○食料品を扱う小売店（コンビニを含む） <sup>※2</sup>
医療機能	・拠点施設誘導区域において、医療の拠点となる病院を誘導する。 ・日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な診療所等を誘導する。	○病院（一般病院で産科機能を有するもの） <sup>※3</sup>	○診療所（いわゆる「かかりつけ医」となるもの） <sup>※4</sup>
金融機能	・日常生活に最低限必要な金融機能であるATMは、コンビニエンスストア等の商業機能で代替可能のため、施設の設定は行わない。	—	—
教育・文化機能	・拠点施設誘導区域において、地域コミュニティや生涯学習の拠点となり、地域へ賑わいをもたらす生涯学習機能、公民館機能を設置する。	○図書館 ○公民館	—

※1：店舗面積が1,000m<sup>2</sup>を超える食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

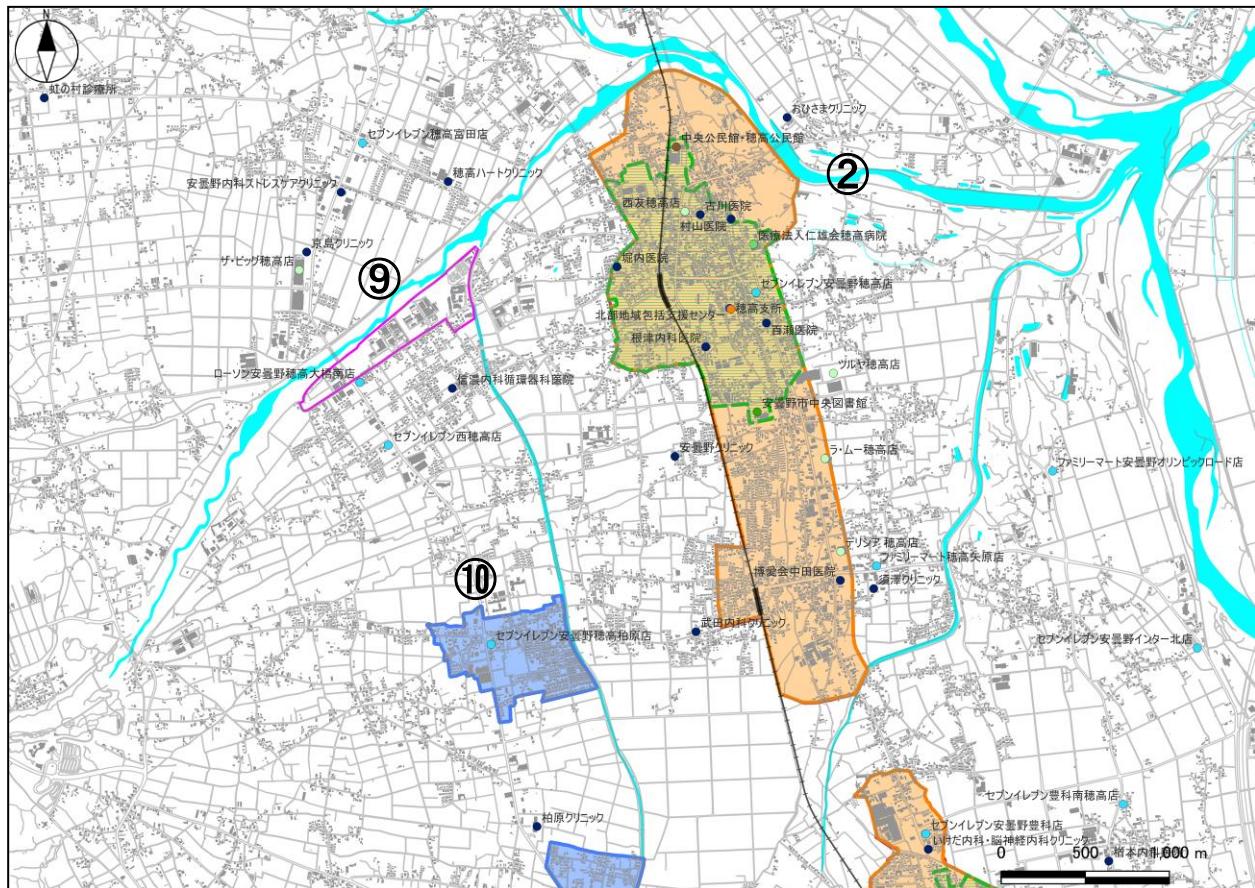
※2：店舗面積が1,000m<sup>2</sup>以下の食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

※3：病床数が20床以上で、診療科目中に産婦人科又は産科を有する病院

※4：病床数が19床以下で、診療科目中に内科を有する診療所。ただし、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないもの及び、介護老人保健施設等に併設されもっぱら入居者等を対象に医業を行うものを除く。

## (2) 誘導する施設の立地状況

## ① 穂高拠点地区周辺



出典：府内資料

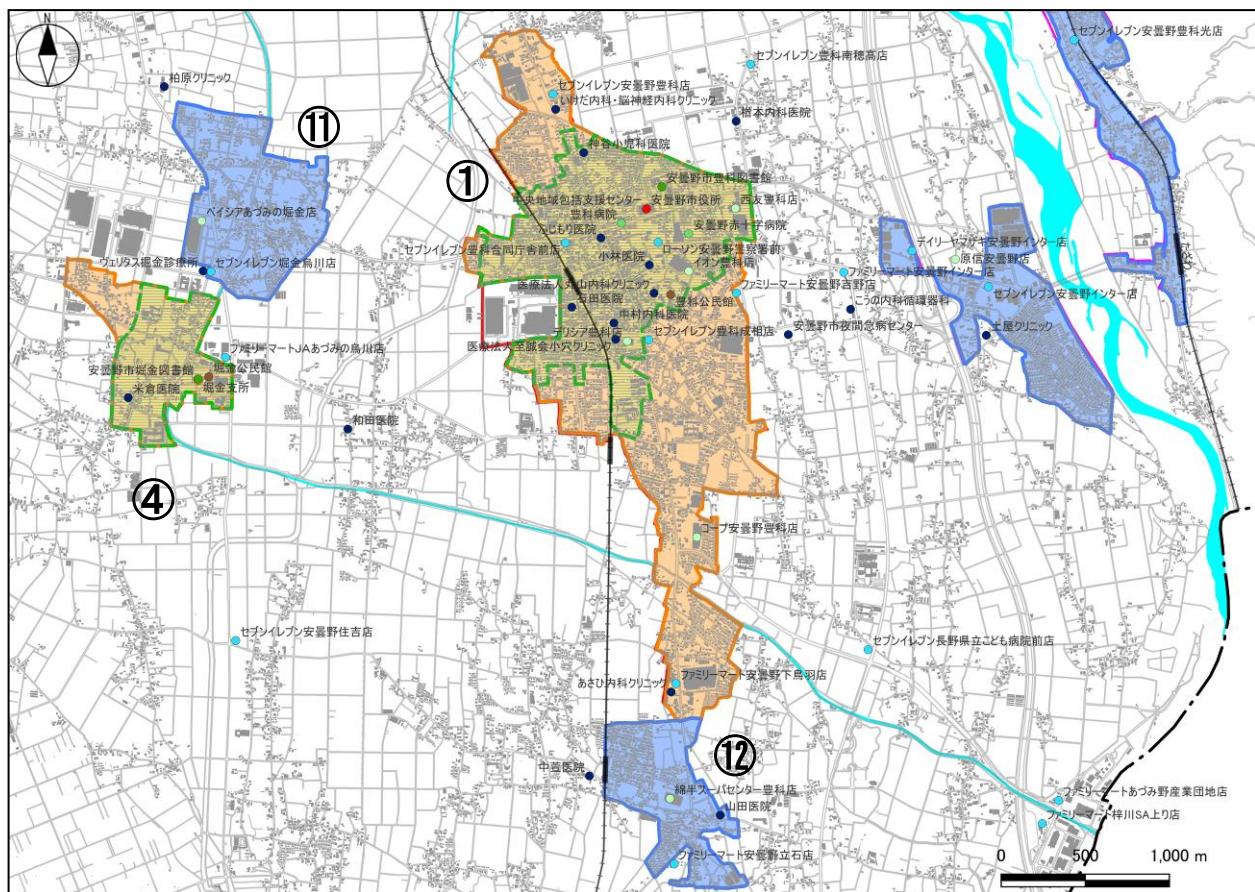
※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

誘導する施設の立地状況は、以下のとおりである。

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街拠点区域	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市街準拠点区域	⑨ 穂高鳥川地区										
区域設定なし											
区域田園居住	⑩ 柏原地区									○	—
区域設定なし											

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

② 豊科・堀金拠点地区周辺



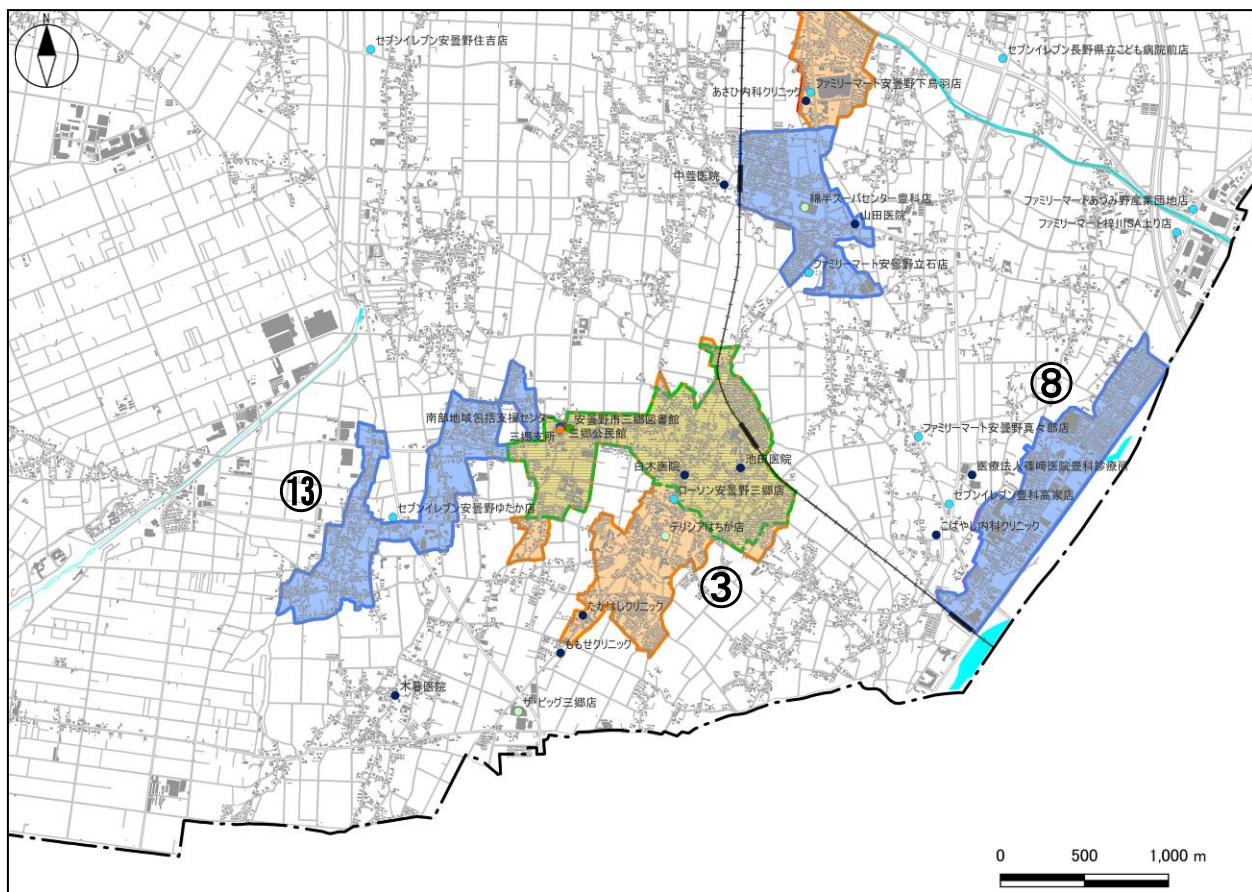
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
区域 田園居住	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

## ③ 三郷拠点地区周辺



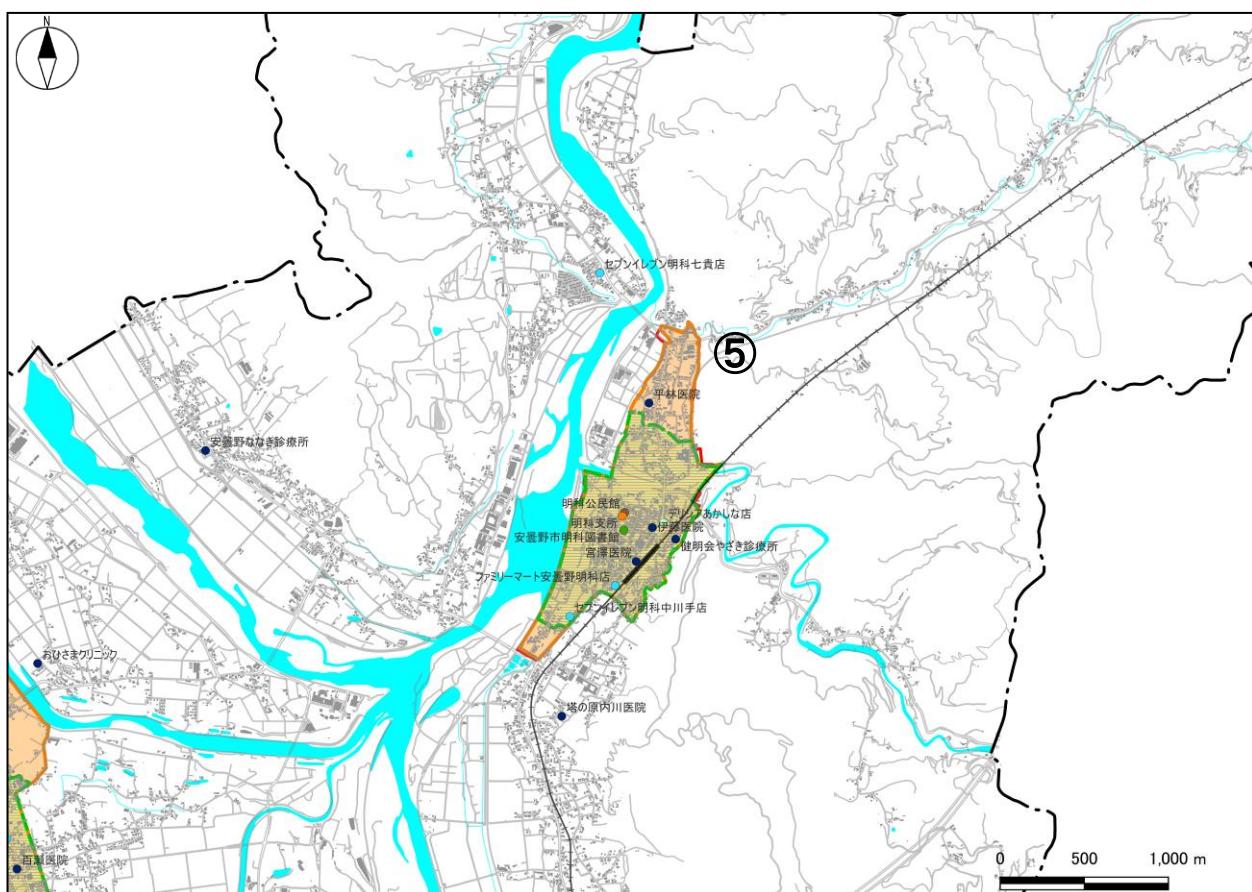
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街拠点区域	③ 三郷拠点地区	○	○	※	—	○	○	○	○	○	○
市街準拠点区域	⑧ たつみ原地区			区域設定なし				区域設定なし		※	※
区域田園居住	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区			区域設定なし				区域設定なし		※	—

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

④ 明科拠点地区周辺



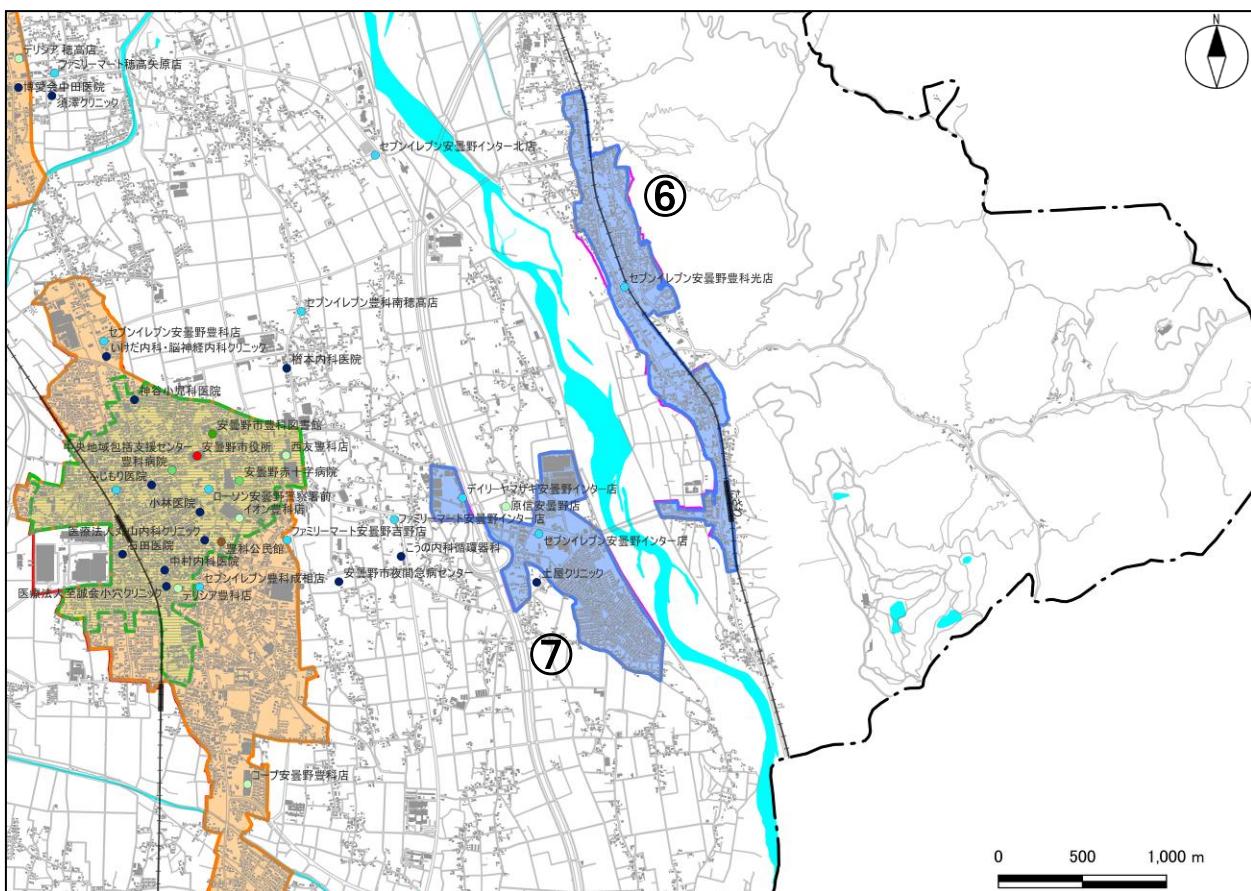
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	⑤ 明科拠点地区	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

## ⑤ 田沢・光、安曇野I.C.地区周辺



出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区 準拠点	⑥ 田沢・光地区			区域設定なし						○	—
	⑦ 安曇野 I.C. 地区			区域設定なし						○	※

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

## 第5章 誘導区域及び施設の設定

誘導する施設の立地状況について、以下のとおり一覧表として再掲する。

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域拠点	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 三郷拠点地区	○	○	※	—	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
	⑤ 明科拠点地区	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
準拠点市街区域	⑥ 田沢・光地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑦ 安曇野 I.C.地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑧ たつみ原地区	区域設定なし						区域設定なし		※	※
	⑨ 穂高烏川地区	区域設定なし						区域設定なし		区域設定なし	
田園居住区域	⑩ 柏原地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○
	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区	区域設定なし						区域設定なし		※	—

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

## 5.4 届出制度

### (1) 住宅等の届出

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく承認手続き又は届出と並行して、開発行為等に着手する 30 日前までに、法に基づく市への届出が必要となる。

これを受け市は、その届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、居住誘導区域内での開発・建築をあっせんする。

#### 届出の対象となる行為

##### (1) 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為\*

例 :

届出必要

3戸の  
開発行為



- ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為\*で、規模が1000m<sup>2</sup>以上のもの

例 :

届出必要

1,300 m<sup>2</sup>  
1戸の開発行為



不要

800 m<sup>2</sup>  
2戸の開発行為



\*開発行為とは、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。(都市計画法第4条第12項)

##### (2) 建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合

例 :

届出必要

3戸の  
開発行為



不要

1戸の建築行為



- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

##### (3) 届出内容の変更

- ・上記(1)又は(2)の届出内容を変更する場合

## (2) 誘導施設等の届出

下表に定める誘導施設に係る以下の行為を行おうとする場合には、当該行為に着手する 30 日前までに、都市再生特別措置法に基づく市への届出が必要となる。(本市においては、当該届出と並行して、土地利用条例に基づく手続きが必要となります。)

これを受けて市は、その届出の内容が、都市機能誘導区域（拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域）内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、都市機能誘導区域内での開発・建築をあっせんする。

### 届出の対象となる行為

#### (1) 開発行為

都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為\*を行おうとする場合  
※建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質変更（都市計画法第4条第12項）

#### (2) 建築等行為

都市機能誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合

- ア 誘導施設を有する建築物を新築する行為
- イ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為
- ウ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為

#### (3) 届出内容の変更

上記（1）又は（2）の届出内容を変更する場合

#### (4) 誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合

誘導施設	届出の対象となる誘導施設の定義
市役所本庁舎 市役所支所	地方自治法第4条に規定する市役所本庁舎、同法第155条に規定する市役所支所。
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター。
食料品を扱う大規模小売店	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000m <sup>2</sup> を超える小売店で、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による百貨店、総合スーパー（分類コード5611）、スーパー（分類コード5699）、各種食料品小売業（分類コード5811）に分類される店舗。
食料品を扱う小売店 (コンビニを含む)	店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 以下の小売店で、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による百貨店、総合スーパー（分類コード5611）、スーパー（分類コード5699）、各種食料品小売業（分類コード5811）、コンビニエンスストア（分類コード5891）に分類される店舗。
病院（一般病院で産科機能を有するもの）	医療法第1条の5第1項に規定する医師が医業を行う場所で、病床数が20床以上の診療科区分の産婦人科、産科を有する病院。
診療所（いわゆる「かかりつけ医」となるもの）	医療法第1条の5第2項に規定する医師が医業を行う場所で、病床数が19床以下の診療科区分の内科を有し、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないもの及び介護老人保健施設等に併設されもっぱら入居者等を対象に医業を行うものを除く診療所。
図書館 公民館	図書館法第2条に規定する図書館、社会教育法第20条に規定する公民館。